

始



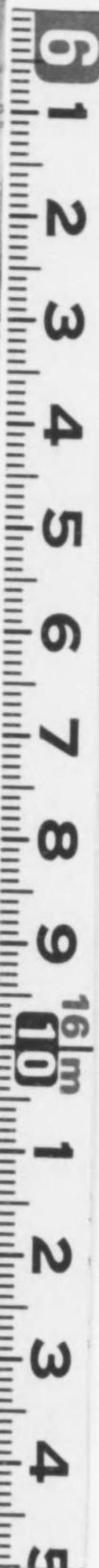
# 眼鏡商の免許制に就て

特 240

476

昭和十年七月二十二日

(以印刷代謄寫)



## 緒 言

東京眼鏡製造販賣組合は眼鏡商の發展又は更生を標榜して自己利益増進の爲めに、免許制許可を内務省及警視廳に向つて請願運動が敢行されつつある、又其他に眼鏡處方箋裏書撤廢要望等もある。此種運動は初め屈折検定を醫行爲より除外することであつたが、それでは一部分のみになるので、變更されて設備の如何に不拘劃一的に總ての眼鏡商に此醫行爲を許可せよといふので、即ち昭和九年九月八日免許制の許可實施方針を當局へ請願し。同十一月八日陳情書、理由書並に要望書を。十年五月七日に於て再陳情書を提出したが、檢眼に關する取締法令と醫師法との抵觸範圍に關し又國民保健上重大なる缺陷を生ずる問題で、又内務當局の檢眼に對する認定の撤廢要求である、誠に法制も社會保健をも無視したる矛盾なる自己利益増進の行動と云はねばならぬ。然して其許可制運動はあらゆる手段を講し頗る熾烈を極めて居る。

本會にも檢眼問題に就ては數次建議書の提出其他之が對策等に注意し周到なる努力をなし、昨年十一月「社會衛生上より見たる檢眼問題に就て」なる小冊子を治く頒布して現下の趨勢を報告せしが、其後の運動は一般眼鏡店を許可制にすべき暴案に轉向し實に由々しき重大問題となり醫事衛生の責務を有する醫師の放任看過する能はざる事となつた。

以上の情勢に依り今回各支部よりも之に對する意見並に眼鏡店檢眼の實害例等を徵し要點を抜萃綜合し、且つ五月三十日に於て開催せし本會評議員及役員會の狀況經過陳情輿論等を詳記せる諸醫事雜誌の抜萃を附錄して参考までに頒布することと致します。

昭和十年七月二十二日

日本眼科醫師會





## 眼視力障礙に醫學的考察の省略を要求する免許制

### 日本眼科醫師會

眼鏡商は其營業を免許制にすべく熾に運動して居るが、其要點内容は

單なる眼鏡販賣は不完全なるを以て 檢眼設備をなし完全なるものを販賣する爲めに、此検眼なる診斷行爲を醫師法より除外され度、然して此免許は既得權として 現在の眼鏡商全部即ち卸、小賣、製造等と、猶五ヶ年以上の従業員も一様に此資格を付與され度、然らざれば法の制肘を受け眼鏡商危急存亡の秋なり。

といふにあり。

検眼を伴はない眞の眼鏡販賣の免許制は論外として如上の免許制は到底許すべきに非らす

理由（一）顧客が眼鏡を自由選定するのは眼鏡商の關する處でない恰も薬品指示で薬を求める同様と見るも、検定器に依る眼鏡商の検査は例令検眼は販賣に附隨の行動といふ強辯にしても、之を常業とする其診斷行爲が醫師行爲になるので、薬剤師が検温検尿を爲さないのはこれが爲めである、醫事衛生の事は一般商品販賣と趣を異にして居る、醫業の商品化は嚴禁されて居る。之を認識しないで診斷行爲を仕様といふてある、又検定器の検査を完全とし之を禁することは矛盾であると陳情して居るも、苟も身體の異常處置に醫學を省略して完全のあるべき筈なく、それを完全と稱するのは大なる誤認で醫學智識なきために危害を認識しないのである、即ち完全と誤認することが大なる危害の發生原因になるのである、此様な實例は日常夥しく實驗する處である。例令は屈折異常は原因不明で治癒も豫防も出來ない、然も此對策を絶體醫行爲とすることは視力保健上山々しき危険だと公言して居る、現在の社會機構を破壊する暴言である。學校等の

報告を見るに大略三分の一は不適當の眼鏡を使用して居る。凡そ身體異常に如此高率の誤れる處置を見るは何人が責任であらうか。

**理由** (二) 既得の権利とは總て其職業者のない場合次善の方法として幾分素養ある者を特に許可するので、明治初年の醫師がそれである、今日既に眼鏡検査は完全なる職業の醫師ことに眼科専門家がある即ち最善の方法がある、殊更次善の策を講ずるの必要を認めたない、醫師の検眼と眼鏡商の眼鏡とに依て視器が保全されるのである。

**理由** (三) 資格苟くも眼鏡商に一様に醫行為を許可することは無謀の極である。歐米の一部では非醫師で眼鏡検定だけ許された職業者があるが、其檢眼の範囲と取扱に相當な取締法がある、それでも弊害が多いので全醫學界は之を中止せしむべく決議されて居る。然るに我國では其素養の何たるを不問一樣に許可せよといふ眼科衛生を破壊する方案である。然して此要望者は場合に依ては現在檢眼室の設備ある者のみ先取權として附與され度といふが、寧ろこれが免許制の眞意であるまいか、其筋からの設備の高價と一般に普及不能等の質問に答へて時代は此設備を要求する、不能の者は不得止といふも實際測定設備を有し完全一事實不完全なるもーと自稱する者は總數の百分の三に達せず爾餘の大部分は高價の設備不可能である以上、自ら不完全を認めつつ 其免許を與へよと要求する所に大なる矛盾がある、隠れたる他の理由あることを想像される、併し此免許制に反対する眼鏡商も相當に有ることは事實である。

**理由** (四) 眼鏡商危急存亡の秋といふ、此要望の免許制にならずとも眼鏡販賣に不況を來すものでない、即ち眼鏡使用者と眼鏡商とは逐日增加して居ることは確實で、又現在將來に向つても眼鏡商以外に眼鏡販賣者は生ぜざるべく、殊に醫師が之を兼業することは不可能と認められる以上眼鏡商は獨占業である、然も法制で禁ずるとか他の品物で代へられるとかいふことがないのであるから販賣に影響する筈はない。但し一般經濟の打撃は不得止べく又保健上必要を認は一層此偏重が劇しくなることは明である。

又眼鏡商の向上の爲めと稱するも眼保健に危害を來たすことは決して向上でない寧ろ退歩である、より以上の眼鏡製造組成に努力することが其の向上である。

之を要するに要望の免許制は眼保健に大なる危害を來たし一方極めて多數の小眼鏡店の滅亡を來すべき案なるべく、從て一部少數眼鏡商利益の爲めに設けんとする如き制度は絶対に許さるべき者でない。

### 参考

(一) 最近五ヶ年の東京府中等學校の検査では。

検査總數五一三・四四八名中近視のみにても一七五・七二八名三四・一三三%で昭和四年三三・三九%、同八年三五・四七%漸次増加を示し其學年と順應増進、大學程度では五〇一六〇%に達する。

(二) 東京地方視力保存デー成績

九・一七三名要眼鏡者一・四〇二名二六・二%

以上全國には此種異常者二千萬を降らさるべし、身體疾病中恐懼的多數である、此對策は一般殊に醫師の大に努力を要すべき時である、然るに非醫師たる眼鏡商に一任せよといふ如きは國民保健を無視した言動である。

## (三) 大阪高等醫學校眼科教室調査、昭和九年度

受験者一・四七一人中屈折其異常者は四六・三%にして内近視三六・九%、遠視一・四%、亂視六・九%。

註 眼鏡店検査には極めて亂視多きも實際は此に反して僅かである。

全數中眼鏡使用者は約其四分の三なるも其内不適當なる眼鏡は昭和八年二四%、昭和九年三九%なり。

註 僅か一ヶ年に不良眼鏡の增加五割以上に及ぶ、此原因眼鏡検定の精密ならざるに依ること明なり。

眼鏡検査所は眼鏡店にてなせる者三五%、而して眼科専門家の眼鏡處方には大なる矛盾は認められない。

家族中に屈折異常者を有する者五四・三%。

註 眼鏡商の稱する全遺傳説は認むる能はず、況んや家族に異常者あるも遺傳に不非、外的原因と認め得る場合もあるに於てをや、何となれば學生の四六%に對し大阪市壯丁検査は八%に過ぎず、特に學生に多きことは頗る留意すべき問題である。

## (四) 東京醫學専門學校入學受験者眼鏡調査

一千名中近視三一五、遠視三七、亂視四八、計四〇〇。

眼鏡使用者三四二、内眼科醫處方に依るもの一六三、然らざるもの一七九、適當眼鏡二七九、不適當六三。

適當と稱するも使用上甚だしき弊害なきを認めたるもの約半數を含む、從て不適當の部は全く使用價値なき者。視器機能検査に當ては如何なる者を以てしても測り得ない場合あるべく精巧なる器械も一般成績の参考に範圍を出ない、而して檢眼に當つて吾々の拂ふ不斷の努力の如何に大なるかを推測し得る人は少いであらう、此事實を體得せずして其の檢眼を論するに足りない、又世人一般に眼鏡に対する智識を廣め方針を誤らない様に導かねばならぬことを痛感

する。

## (五) 東京市某眼科醫の調査

非亂視眼に亂視鏡を使用

一

眼鏡度の不正確

四

全然反對の眼鏡

五

以上の檢眼所は百貨店四、普通眼鏡店六。

以 上

(以下抜萃) (實害例は確實なる記録に據る)

六

## 東京支部

### 目下眼鏡店の要望する免許制は許可すべき者に非らず

#### 如何となれば其内容

現今の眼鏡店は既得の権利として視力異常者に對し眼鏡の當否屈折異常の程度及調節作用等の微妙なる診斷行為を醫師法より除外し、眼鏡商なる非醫師の業務となし眼鏡を販賣せんとするので、此権利は既設の店舗のみならず其の使用人の眼鏡組立、外交、販賣等其擔當の如何に不拘五ヶ年以上勤務したる者にも一切に此権利を附與され度。と云ふのであるが、其論據は

眼鏡販賣には完全なる検査を要するも其検査は醫師法に依り禁止さるるを以て自由販賣不可能となり眼鏡商危急存亡の秋なり。

との事なるも事苟しくも身體の異常対策に醫行為を除き完全のあるべき筈なく、又眼鏡検査は視力異常處置の一部で決して全部でない、然るに其一部併も非醫學的検査を以て完全とせるは大なる誤認である、完全なる検査は醫師に、精密なる眼鏡は眼鏡商に、斯くして其分擔を判然とし視器を保全し得るのであるにも不拘、社會の進歩に反し低級なる制度を設け非醫師的行為を許可すべき必要は毫も認められない。

而して此の免許制なき現今、販賣は漸減するか、事實は之に反し逐年増加し、業者の一部は既に之を公表して居る、商人として商品の販賣増加し少數販賣時代の特殊利益を繼承し得る現今、即ち原價の二十三倍又は數倍の利得を得る如

き、寧ろ好況と云ふべきである。然し販賣状態は一方に著しく偏したるは事實であらう、所謂不況の店舗も決して少くはない、之は有資本家の高價なる検定器と検定室、專屬從業員等に依て極めて優秀なる如く認識せしめ一時其商店の繁榮を來し、次で機を見るに敏なる百貨店はより以上の設備及廣告と其信用とにより大部の顧客を吸收し、群小店舗の衰微したるは止むを得ない事である、此の關係は不況の原因設備の如何にある、以上免許制によるも消滅せざるのみならず一層現著になるべく、從て群小店舗の利益を標榜したる免許制は却つて反対の結果を來たすこと明らかである、寧ろ眼鏡商本来の眼鏡製作の向上に邁進し以て一様に利得すべく大商店のみの繁榮策に成る如き事を中止すべきである。

#### 社會衛生上の關係

我が國民中約二千萬の屈折異常者の存在は國民保健上極めて重大なる意義を有する、其豫防治療に付て各種團體醫學者等で對策を講じつゝある、從て相當の成績を挙げるであらふか、免許制を要望する眼鏡商では近視等は豫防治療は效なきと斷言し、甚だしきは之等身體異常に對し絶體醫行為は視力保健上山々しき危險と弊害があると立論するに至つては其趣旨不明なるも一般公衆の醫學に對する信念と社會組織の常道を破壊するもので、此の如き僻見者に視力障礙の全行途を一任すべからざる事は何人も認むる所である。

然し此の要望者は常に屈折異常の検定のみにして他の視力障礙に對して處置せずと稱するも、其の検定のみに依るべきか否らざるかを制定、即眼鏡の當否を診斷するの能力無き以上、視力減退の主訴に對し單に検定と眼鏡販賣を以て終れりとするのである。即ち視力障礙の全行途をなすと同一の結果を來たして居るので、弊害發生の主因たる眼鏡に依て正常視力を得るも屈折異常症に非らず、他の眼疾の一症候たる場合の如き常に實驗する所である。一般の商品販賣は主として其自由を束縛せざるも其暴利には取締法がある、醫師法では之を強調されて事苟も營利を目的とする場合其診療

所は許可されない、然るに眼鏡商は此點忘却又は不識の何れにもせよ此取締から全く除外の自由を要望して居る。然も公衆の眼鏡と身體との關係を充分認識せざるに乘じ此處に侵入せんとする様である。

例へば

眼鏡店に就業せる醫師が眼保健上及顧客の將來を考慮したる意見は、店主の容るる所とならず之を放棄する例は日常聞く所である、醫業商品化の實例である。

假性近視の増加は近年夥しき者である、顧客の請求が眼鏡店の懲懃か、其の何れにもせよ眼鏡に基因すること多大である。

紫外線排除なる高價なる眼鏡の裝用頗る多きを見る、紫外線少なき都會に於て此種鏡玉の必要あるの時果して現出するか、然も平素使用する如きは寧ろ有害である。

眼鏡を要すべき亂視眼と否らざる亂視眼とを區別せざるは素より惡意とは見されとも、不用眼鏡販賣に對しては醫學知識の缺陷に其の責を負はしむべきか疑問である。

以上は多くは經濟上の問題なるも殊に關心を持つべきは、各種の眼疾就中、網膜剝離、綠内障、視神經病等の症候にして眼鏡に依り視力増進せるもかくの如き場合、漫然眼鏡を販賣し治療の時期を失したる例は枚挙に遑あらず、各種刊行書に發表せらるるは其の一部分である。

#### 参考

臨牀の日本（十年六月號）

眼鏡雜誌（八卷五號）

之を要するに斯様な問題は保健衛生に立脚して考察すべきで極少部分の利益増進の爲め社會衛生の危險を無視する譯にいかないのである。

## 大 阪 支 部

### 決 議

眼鏡検定は眼科學一般の智識なくして完全に行はれるべきものにあらず。

本支部は眼鏡店の免許制は社會保險衛生上弊害の甚しきものあるを認め該制度に絶対反対にして極力之を阻止する様當局に向つて運動方を本部に對し依頼することを決議す。

## 群 馬 支 部

眼鏡検定は醫師の診察に依て初めて定めらるべき者なる事は、總ての疾病に對する處方投薬は醫師に依つて爲すべきものと同様であつて、非醫師たる眼鏡商が屈折異常を矯正する目的の眼鏡を醫師の處方に依らずして販賣する事は、藥種商或は藥劑師の無診無處方投薬と同様なる行爲にして、醫師法違反の行爲と認めらる。

## 兵 庫 支 部

- (一) 眼鏡商が角膜翳又は眼底疾患にて視力障礙ある患者に屈折異常ありと斷定し眼鏡を販賣す。
  - (二) 眼鏡商販賣の眼鏡は多くは強度に失す。
  - (一) 檢眼は醫療行爲に非らずとする如き免許制は絶體反對。
  - (二) 眼鏡商は非常に急激に増加しつつあり、眼鏡選定粗暴にして大なる弊害あり。
  - (三) 何等眼疾を考へず多少にても視力増進すれば眼鏡を販賣す。
  - (四) 亂視眼鏡なりと稱して其有無に關せず頻りに之を販賣す。
  - (五) 醫師の處方と異なりたる眼鏡を發賣す。
  - (六) 時計と兼賣せる店主には時に眼鏡に全然無智識の者あり。
  - (七) 不同視眼、亂視眼には甚しき誤りあり弊害多し。
  - (八) 専門醫擔當、検定、檢眼無料等の廣告をす。
  - (九) 購買眼鏡の全然不適當にして不快を訴ふる時、天候日時の關係なりと答へ新しく再び販賣し短日月に數回に及ぶものあり。
- 之を要するに現在の弊害は枚舉に遑あらず、加之酒々として擴大しつつあり、若し免許を與へんか一般民衆は制度の精

神を誤解し益々弊害増大すべし。

## 山 形 支 部

眼鏡店檢眼の實害は餘りに多く列記困難なるを以て最も多き例を示す。

- (一) 軽度の近視に強度の者を裝用殊に生徒兒童に多し。
  - (二) 亂視にあらざる者に圓柱鏡を販賣す。
  - (三) 全然屈折異常なき角膜表層炎に凹鏡を販賣せり。
  - (四) 緑内障に眼鏡を販賣し時期を失し失明せり。
- 文化進み視器の保健を重要する時、如斯非醫師的行爲を免許とする如きは極めて大なる弊害を起すべし。

内務大臣宛眼鏡検定士に關する建議書と同一の事由に依り當然反対と決議。

## 京 滋 支 部

## 千葉支部

(一) 眼屈折検定は單に理學的検査のみに依り器械的に決せらるべきものにあらず、眼科學的智識(特に屈折及調節機能に眼底所見に關する)を充分修得せる者に於て始めて爲し得るものなり、然るに近時眼鏡商の如き其設備の如何に不拘免許制度となし、猶且つ商法行爲となさんとする如きは、眼疾患を適確に診定し之に適應する指針を與ふべき責務を有する眼科醫師の業權を侵害するものにして、眼衛生保健上其弊害の及ぼす所實に甚大にして憂慮に堪へざるものなり。

(二) 檢眼に關する眼鏡處方箋は必ず醫師のみ之作製し眼鏡商に附與することに一定すること。

追伸 近時生徒受験準備の爲め視力減退に對し眼鏡販賣せる者多きを認む、之等は内服薬に依つて治癒するものなるに不拘、漫然眼鏡を投ずるは本症の治癒に不良の結果と假性近視發生の因を爲すものなり。

### 眼鏡商の檢眼免許制には眼科醫師會は斷乎反対

去る六月三十日夜緊急役員會を開會し今後は日醫と協同で對抗を決議す

醫海時報 第二千百三十二號拔萃

視力異常者に對する眼鏡の適否、屈折異常の程度、その調節用法等は精密なる診療行爲を必要とするが、殊に視力障礙の原因が、局所的のものなるか或は全身的のものなるかに就ての醫學的判定は眼科學に於てさへ至難とされゐるにも不拘、外部的現象に對する素人的觀察を以て眼鏡裝用の可否並にその程度、種類等を決することは國民保健上危害の虞ありとし、東大教授石原忍博士等は數年前より東京眼鏡同業組合員に對し眼鏡が如何に必要なるかを講義し來れるが、昨秋石原教授が東日紙上に不正眼鏡商を放任するは危険なりと掲げたるに端を發し、眼鏡同業組合より取消運動となり、日本眼科醫師會對眼鏡組合は相對峙するに至り、同業組合は業權擴張の一として先づ横濱市立十全病院に於ける眼鏡處方箋裏書撤廢を斷行し、次で東京市内官立病院の處方箋裏書撤廢運動に轉じ眼科醫師會と眼鏡組合との間に益々大溝を生ずるに至つた。而し最近に至り眼鏡商が眼鏡を調製して眼疾の治療に適用することが醫業行爲とするならば、檢眼行爲を免許制度として既得権を認めよと内務當局に向つて猛烈なる運動を開始するに至つた。即ち療術行爲者が療術業を免許制度にして既得権を與へよと當局に叫んでゐると同時で電氣療術業者は「電氣の事は醫師には解らぬ」と云ひ眼鏡業者は「光學のことは醫師には解らぬ」と主張し醫業行爲に侵出せんと必死になつて執拗にも眼鏡業者は内務當局は勿論警視廳にも運動を繼續し之が實現に狂奔し去月内務當局に對し『官公立病院眼科に對する要望並に公開書』及び陳情書を提出し左の決議を行つた。

官公立の病院眼科に於て發行する眼鏡處方箋に二、三の眼鏡店のみを指定推薦しつつあるは全般眼鏡商を輕視しその營業的信用を失墜せしむるの行為たるに等して本組合は之が撤廃と開放とを期す。

#### 免許制度實施に關する陳情書

(陳情文略) 一、昭和二年三月九日内務省衛醫第六八號指令第二項の『眼の屈折異常(近視、遠視)を検出するに必要な設備を装置し之に依つて適當なる眼鏡を検定し販賣する行為は醫業行為と認む』の項を即時撤廃相願ふ事

日本眼科醫師會に對しても該公開書と免許制度實施に關する陳情書を提出したので同會は昨冬の總會に於ける決議を以て内務大臣に専門科名新設の建議を行ひ『視力検査』を専門醫に限り標榜することを認め一方檢眼鏡委員として須磨達三郎・村上俊泰・藤平養三・鹿野武十・星川長之助・中村康・廣田敏夫

の七氏を擧げ研究を重ね來れるが眼鏡同業組合の執拗なる運動は黙視するに忍びずとし、五月三十一日急遽眼科醫師會臨時理事會を開會し、免許制許可問題は頗る重大なりとし常任理事並に檢眼委員に一任し、須田會長より左の如き照會を全國各支部長宛て發した。

拜啓 時下益々御多幸の段奉賀候陳者近來眼鏡店は其設備の如何に不拘總て免許制にすべく其の筋に猛烈に運動中に有之其の工作悔るべからざるものに候が右免許制度は視力障礙の患者に對し總て醫行為を省略し純然たる商法行為とすべき案に御座候其の弊害實に言を俟たざる處に有之候に付しえつて社會衛生保健上之を阻止すべき對策考究中に御座候就ては右に對する貴支部の御意見及び眼鏡店の弊害實例等其の他御報告被下度此段及御依頼候也。追て其の筋

の關係上來る六月十一日迄に甚だ御面倒ながら御通信待上候

次で各支部より免許制度に對する意見並に實害例等を徵集し得たので、六月十五日役員會を開會し本問題は醫師法上より又醫學上よりするも實に重大なる問題なるを以て協力一致積極的對策を講じ、之が阻止を期待すべく議決し、之が實施的行爲として去る六月三十日午後六時より神田淡路町東京醫師會館に於て評議員及役員會總會を開催するに至つた。

斯て日本眼科醫師會は去る三十日夜東京醫師會館に於て評議員會並に役員會總會を開會、當夜の出席者は

(會長) 須田卓爾 (常任理事) 後藤貞雄・大西祥一・須磨達三郎・高村隆

(評議員) 中泉行徳・土生敦・中村康・鹿野武十・宮下左右輔・井上達二・星川長之助・村上俊泰

(兵庫) 小松初太郎 (大阪) 光藤介 (水戸) 中村重臣 (富山) 大澤五月 (千葉) 藤平養三 (神奈川) 佐

藤秀太郎 (群馬) 羽生田俊次 (栃木) 大和田金三郎

の諸氏にして須田會長より一場の挨拶あり議長に大阪の光藤氏を推す。光藤氏は大阪方面に於る檢眼狀況を報告し、更に眼鏡商の免許制に就き本部の諸氏が熱心に努力さるるを感謝す。大阪支部は緊急役員會を開會し今夕の評議員會に多数出席の豫定であつたが都合にて私が代表として參列した。大阪に於ては眼鏡商の免許制度問題には絶対に反対である。五六年前米國商人より近き將來に免許制度になるからとて高價な檢眼器を多數購入したが、其後免許制不可能と知り困つてゐる。現在阪急デパートで醫師を傭入れ無料檢眼を行ひ月一萬圓の收入を得てゐる。今は三越其他の大デパートに於て皆檢眼を行ひ眼鏡商は悲鳴を上げてゐる。月一萬圓の收入は眼鏡商二十軒の商に相當し普通の店で醫師を雇ひ檢眼するには多額の設備と費用を要するので行はぬ。府衛生課の意囑も免許制には反対である。百二十人の工業組合員と八十名の眼鏡組合員となるが個人で檢眼するのは二三軒のみでデパートの壓迫で今は破産状態で眼鏡商はデパート

の検眼廢止を眼科醫師會にすがり免許制を希望してゐない。

次で須磨理事より水戸・福井・名古屋各支部よりの電報を紹介す。尙ほ光藤氏より東京市内各デパートの検眼状況を述ぶ。更に後藤理事より

東京市に於ける眼鏡同業組合員は現在千六百人あり内千二百は醫療器械商・玉拭・地金・ネヂヤ、顯微鏡商で残り四百の内半數はレンズ製造卸商、時計販賣を兼業し免許制を騒いでゐるのは僅かに三十軒以内で検眼が三〇、検眼協會員は十八軒位である。

と市内に於ける眼鏡商の状勢を説明す。尙ほ土生理事は『眼鏡商の如き者を對手にするは大人氣ない』を叫び、柄木の大和田金三郎氏は

政府當局は重大なる検眼問題を餘りに輕視してゐる感がある。眼鏡商の運動に動かされてゐるやうである。吾々は眼鏡商が如何に弊害を爲してゐるか内務省や警視廳に陳情する必要がある。

次で千葉の藤平氏は多年陸軍に於て壯丁の眼検査に從事せる状況を述べ検眼を非醫師が行ふの實害を説明す。群馬の羽生田氏は

醫藥分業問題は日本醫師會で堂々と行つたが本問題に就ては日醫と聯絡をとり日醫よりも積極的に運動を起させる意志なきや。

光藤議長より日醫と協同する必要を述べ、須磨理事亦日醫と聯絡すべく交渉してゐる旨答ふ。大和田氏は委員を擧げ當局に陳情の必要を叫ぶ。横濱の佐藤氏は昨冬検眼委員に一任せる検眼と免許制度との關係を質問し、神戸の小松氏は委員説に賛成し、決議文作成を主張す。村上理事より

### 決 議

昨冬の總會に於て吾々七名が検眼委員に選ばれ數次會合し五月一日内務省に白松醫務課長を訪問し陳情す。其の際眼鏡商からは數回手を換へ陳情に來てゐるが眼科醫師會にては一度も陳情せぬではないか、との話があり今回のお集を願つたのである。

と報告すれば、水戸の中村氏は『検眼を非醫師に行はす事は世界的笑ひものである』と叫ぶ。柄木の大和田氏より決議文作成委員として議長指名にて五名を擧ぐる件を提出。議長は村上、須磨・後藤・大和田・藤平の諸氏を委員に擧げ別室にて決議文を作成す。暫時休憩の後、大和田委員長より左の如き決議文を朗讀、光藤議長より一同に諸り満場一致を以て可決す。

目下眼鏡商の要望する免許制は檢眼行為を含むを以て醫師法に抵觸するのみならず眼保健上極めて危害多きものと認む、仍て本會は此免許制に絶対に反対す。

右決議す。

昭和十年六月三十日

日本眼科醫師會

右終つて兵庫の小松氏より検眼問題に就き昭年二年日醫より内務當局に建議を提出せる旨を述べ。群馬の羽生田氏は日醫との聯絡を強調す。光藤議長より別項の如き小冊子を修正の後各方面に配布する事日醫に呼びかかる事等を諸り可決。更に陳情方法として七月一日午前十時當日の出席者一同は内務省に白松醫務課長を訪問し陳情する事とし、午後八時半散会した。去一日午前十時須田會長外一同内務省に白松課長を訪問し昨夜の決議文を提示し種々陳情する所があつた。尙ほ日本眼科醫師會に於て全國支部より報告を求めたるものを『眼鏡商の免許制に就て』と題し各方面に配布する事となつた。眼鏡商の弊害に對する指摘事項並に各支部の態度は左の如くである。(前出、略)

## 執拗なる眼鏡商の検眼確立運動

—(日本眼科醫師會途に積極的反対運動開始) —

眼鏡商の検眼行為は昭和二年警視廳の照會に對する内務省の回答に依り截然と醫師法違反行為たることが明かにされて以來一時全く其の跡を斷つたが、其の後偶々警視廳に於て他の目的の爲めに診療所取締規則を制定したことが彼等一部の奸計となり、大資本を擁する眼鏡商は同規則に基き自ら醫師を傭入れて再び無料検眼を開始するに至つた、然るに茲に不圖も小賣商の大敵デパートが此方面に着目進出するに及び、反て一般眼鏡商は著しく不利の立場に陥つた、於茲検眼器具製造業者の策動もあり、東京眼鏡製造販賣組合を中心となつて、眼鏡商の更生發展策を名目に其の營業を免許制度とする、一方既得権を認め、前記問題の内務省の回答、第二項の「眼の屈折異常(近視、遠視)を検出するに必要な設備を裝置し之に依つて適當なる眼鏡を検定し販賣する行爲は醫業行爲と認む」の項目を即時撤廢せしめて、眼鏡商の検眼行為を確立せんことを自論見、昨秋九月以来當局に歎願的猛運動を試みつつあるは既報の通りである、が日本眼科醫師會に於ても之に備へ検眼問題に對する常任委員會を設けて對策を講じつあつたが、業者の熾烈なる運動と當局者の検眼行為に對する無理解から、今や漸く問題化せんとする情勢に立ち至つたので、同會は國民眼保健上到底之を放任傍観するを許さずとなし愈々積極的行動を開始した。

## 眼鏡商検眼行為に對する本質的考察

日本醫事新報 第六百七十一號 拔萃

### 百貨店の検眼必しも信じ難し眼鏡商の検眼は醫術の冒瀆也

近代社會生活が人體の健康狀態に及ぼした影響はいふまでもなく甚大なものがあるが、就中眼科的のそれは顯著である。所謂屈折異常の激増である。試みに多人數集合する箇所に於て一顧すれば、三人に一人は眼鏡服用者を必ず發見するであらう。最近三箇年の調査によれば、要眼鏡者は二六%餘即ち總人口に對すれば二千萬餘といふ驚くべき數であるといふ。

眼鏡の需用が増加すればその販賣者も隨つて増加するが、多くの事例が示す如く然る場合は販賣者の過増現象が起り易く、その爲め需用者は増しても販賣者の利潤は必ずしも増さぬので、勢、新商法を案出することになる。これが眼鏡商の検眼行為發生の因と考へられるが、それらの合法的検眼設備をなし得る資力なき業者の受くる脅威はこれ亦察するに餘りがある。されば、眼鏡商等の検眼免許運動の理由に生活問題を數へてゐるのは氣の毒な眞理であるに相違ないが、氣の毒に同情して無暗と陳情を聽いてゐるわけにはゆかぬ。彼等の陳情は既に前述せる如く問題とするに足らぬ薄弱な理由に過ぎぬものであり、また醫學的智識なき者に検眼行為を免許出來ぬは言ふにも及ばぬ明白なことである。それで、吾人の論點は當然既設の検眼室に及ばねばならぬ。吾人は、形式的には敢てこれを否認する理由を持たぬのであるが、市内某眼科醫院本年六月中の所見によれば、不適當なる眼鏡服用者十例中デパートに於いて作製せるものが四例あつた事實を知つて、その検眼態度に頗る疑念を挿まさるを得ざるに至つたことである。

要するに、眼鏡服用を豫想する検眼は視力補正の豫備行為であつて當然眼科的醫療行為であるにも拘はらず、これを單

なる商品販賣の手段に利用すること自體が醫術の冒瀆であり、隨つて検眼の適正が歪曲され易く、無責任に流れ易いことを知るならば、かかる状態に於ける檢眼行為は本質的に否定さるべきものであると信するが、監督當路者乃至世間の有識者は如何に考ふるであらうか。

眼鏡は裝飾時代から、更に視力の補充作用にまで進み最近は眼疾殊に視力矯正の要具として醫術的役割を果す所まで進んだ、異常者に對する眼鏡の當否屈折異常の程度及調節法は精密なる診斷行為を必要とする、殊に視力障礙の原因局所的か全身的かに依て、其醫學的判定が眼科學に於てさへ至難で、徒らに外部的現象に對する素人的觀察を以て眼鏡使用の可否並びに其程度種類を決することは、國民保健上危害に虞れありとして識者は常に之れを憂慮し問題視して居る、故に視力異常者が逐年増加の傾向あり、我國に於ては之等の者をして先づ醫師の門を潛らしめることを以て、視力異常防止に対する根本國策としなければならぬ、政府も又國策を樹立する意味に於て、視力異常者が例外なく一應醫師の門を訪れることを獎勵すべきであつて、之を妨害する如き行為ある場合は未然に妨遏する義務を有するものである。此論法より出發せば眼鏡の使用は必ず醫師の處方箋に依るべしといふことになる。

然るに眼鏡業者は醫業行為に侵出せんとして必死になつて居るが、醫師が眼鏡製作販賣まで爲すものでないから、此職分も忠實に守つてさへすれば檢眼行為が眼鏡業者の免許制にならなくとも、その營業が他より侵されることは絶體にないのである。

#### 眼鏡商の免許制度實施に關する陳情書

本組合は昭和九年九月八日及昭和九年十一月九日の再度に亘り免許制度實施に既獲權確立に關する陳情書を提出し更に數回に亘り繕々陳情致したるを以て我等の意のある所はすでに充分御賢察を相賜はり候事と所存候然るに近時我等

と全然立場を異にせる方面より頻々として我等の要望に對し建議其他種々なる方法を講して當局に肉迫し以て我等の向上運動を抑壓阻止せんと試むるものあるやに仄聞致し候斯の如きは國民の共存共榮思想を破壊する無謀の舉措にして本組合の要望は一部眼科醫師等の利害とは何等干涉を有せざるものと確信仕候即ち我等は他者の業務を奪ふものに非らず正道を履む商工業者として又數百年の歴史を有する眼鏡業として今や死活の岐路に瀕するが故に敢へて本案とを要望陳情せし次第に御座候此間の事情明確に判別せられ以て我等の要望に對し善意の御解釋並に急速なる御裁斷を仰き度茲に要旨を再記し此段懇願陳情仕候

(一) 昭和二年三月九日内務省衛醫第六八號指令第二項の「眼の屈折異常(近視遠視)を検出するに必要な設備を装置し之に依て適當する眼鏡を検定し販賣する行為は醫業行為と認む」の項目を即時撤廢相願事

終

東京市本郷区折花町九十三號  
日本眼科学會  
會長小石川三九一  
會員